

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

可児市は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

可児市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	<p>・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、後期高齢者医療制度に関する事務において以下のとおり特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格情報の管理 住民基本台帳等から資格の取得や喪失に必要な異動情報を取得し、岐阜県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)へ送信することにより、資格の取得や喪失に関する事務を行う。</p> <p>②被保険者及び世帯員の所得・課税情報の取得及び送信 保険料賦課額の決定及び一部負担金の判定に必要な所得・課税情報を取得し、広域連合へ送信することにより、保険料情報及び被保険者情報を取得し、保険料賦課額決定に伴う期割情報の作成及び被保険者証等の交付を行う。</p> <p>③特別徴収の開始・中止の依頼情報の送信及び結果情報の受信 年金保険者から経由機関(国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))を通じて受信した特別徴収対象者情報を基に対象者を決定し、経由機関を通じて年金保険者へ特別徴収依頼情報を送信する。送信後、特別徴収の実施の有無や対象者の異動情報を年金保険者から経由機関を通じて受信する。</p> <p>④保険料賦課決定・変更通知書及び納入通知書の送付 ②で作成した期割情報を基に、通知書(特定個人情報は含まない)を作成し、被保険者に送付する。</p> <p>⑤徴収した保険料の収納情報、滞納情報の管理 金融機関等において徴収した保険料収納情報及び公的給付支給等口座登録簿関係情報を取得し、未納に対する督促状や催告書の発送、滞納処分、過誤納による還付充当処理を行う。</p> <p>⑥被保険者の資格に関する申請の受付及び情報管理 障がい認定申請、簡易申告、基準収入額適用申請、送付先の変更申請の受付及び情報管理を行う。</p> <p>⑦被保険者の給付に関する申請の受付及び送付 療養費、高額療養費や高額介護合算療養費などの申請の受付及び広域連合に送付する。</p> <p>⑧被保険者証等の再交付申請の受付及び交付 被保険者証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付申請の受付及び交付を行う。</p> <p>・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p>
③システムの名称	後期高齢システム、宛名管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、岐阜県後期高齢者医療広域連合電算処理システム

2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表の85の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の117の項、第119条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	可児市福祉部国保年金課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	可児市福祉部国保年金課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人による審査、確認を実施している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	権限がある担当者のみがアクセスできるよう設計されており、使用できる職員をIDで管理し、ログイン時には生体認証により照合している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 5②所属長	課長 桜井 孝治	課長 高木 和博	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 5①部署	可見市健康福祉部国保年金課	可見市福祉部国保年金課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 7 請求先	可見市健康福祉部国保年金課	可見市福祉部国保年金課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 8 連絡先	可見市健康福祉部国保年金課	可見市福祉部国保年金課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成30年5月21日	I 5②所属長の役職名	課長 高木 和博	課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	項目の追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年3月19日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の59の項	事前	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の80の項、81の項、82の項、83の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の82、83の項	事前	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 5①部署	可見市福祉部国保年金課 〒509-0292 岐阜県可見市広見一丁目1番地	国保年金課	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 7請求先	可見市福祉部国保年金課 〒509-0292 岐阜県可見市広見一丁目1番地	可見市福祉部国保年金課 〒509-0292岐阜県可見市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 8連絡先	可見市福祉部国保年金課 〒509-0292 岐阜県可見市広見一丁目1番地	可見市福祉部国保年金課 〒509-0292岐阜県可見市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II 1対象人数いつの時点の計数	H26.6.30	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II.2取扱者数いつの時点の計数	H26.6.30	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV 8監査(内部監査)	-	○	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和4年3月1日	I 1②事務の概要	・後期高齢者医療制度に関する事務 ①被保険者に係る申請等の受理、審査、応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明の発行に関する事務 ③特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の発行に関する事務 ④後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ⑤一部負担金に係る措置に関する事務 ⑥一時差し止めに関する事務 ⑦保険料の徴収に関する事務 ・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。	・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)及び番号法別表第一の規定に従い、後期高齢者医療制度に関する事務において以下のとおり特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①被保険者の資格情報の管理 住民基本台帳等から資格の取得や喪失に必要な異動情報を取得し、岐阜県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)へ送信することにより、資格の取得や喪失に関する事務を行う。 ②被保険者及び世帯員の所得・課税情報の取得及び送信 保険料賦課額の決定及び一部負担金の判定に必要な所得・課税情報を取得し、広域連合へ送信することにより、保険料情報及び被保険者情報を取得し、保険料賦課額決定に伴う期割情報の作成及び被保険者証等の交付を行う。 ③特別徴収の開始・中止の依頼情報の送信及び結果情報の受信 年金保険者から經由機関(国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))を通じて受信した特別徴収対象者情報を基に対象者を決定し、經由機関を通じて年金保険者へ特別徴収依頼情報を送信する。送信後、特別徴収の実施の有無や対象者の異動情報を年金保険者から經由機関を通じて受信する。	事前	利用項目の追加に伴う、内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			④保険料賦課決定・変更通知書及び納入通知書の送付 ②で作成した期割情報を基に、通知書(特定個人情報に含まない)を作成し、被保険者に送付する。 ⑤徴収した保険料の収納情報、滞納情報の管理 金融機関等において徴収した保険料収納情報及び公的給付支給等口座登録簿関係情報を取得し、未納に対する督促状や催告書の発送、滞納処分、過誤納による還付充当処理を行う。 ⑥被保険者の資格に関する申請の受付及び情報管理 障がい認定申請、簡易申告、基準収入額適用申請、送付先の変更申請の受付及び情報管理を行う。 ⑦被保険者の給付に関する申請の受付及び送付 療養費、高額療養費や高額介護合算療養費などの申請の受付及び広域連合に送付する。 ⑧被保険者証等の再交付申請の受付及び交付 被保険者証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付申請の受付及び交付を行う。 ・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。		
令和4年3月1日	I 3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の59の項	○番号法第9条第1項及び別表第一の59の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事前	利用項目の追加に伴う、内容の見直し
令和4年3月1日	I 4②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の82、83の項	○番号法第19条第8号及び別表第二の82の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2	事前	利用項目の追加に伴う、内容の見直し
令和4年3月1日	II 1対象人数いつ時点の計数か	R2.3.19	R4.3.1	事前	利用項目の追加に伴う、内容の見直し
令和4年3月1日	II 2取扱者数いつ時点の計数か	R2.3.19	R4.3.1	事前	利用項目の追加に伴う、内容の見直し
令和6年8月20日	I 1③システムの名称	後期高齢者医療システム(市町村版)、宛名管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、中間サーバ	後期高齢者システム、宛名管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、岐阜県後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	I 2特定個人情報ファイル名	後期高齢者医療システムファイル、宛名ファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、口座システムファイル	後期高齢者医療ファイル	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 1対象人数いつ時点の計数か	R4.3.1	R6.2.16	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 2取扱者数いつ時点の計数か	R4.3.1	R6.2.16	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 3重大事故	発生なし	発生あり	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	IV1提出する特定個人情報保護評価の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点事業項目評価書	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和7年1月24日	I 3法令上の根拠	別表第一の59の項	別表の85の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの(番号法改正)
令和7年1月24日	I 4②法令上の根拠	別表第二の82の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の117の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの(番号法改正)
令和7年1月24日	I 4④法令上の根拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第119条	事後	再実施に伴う見直しによるもの(番号法改正)
令和7年1月24日	I 9規則第9条第2項の適用	—	[]適用した	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	II 1 対象人数いつ時点の計数か	R6.2.16	R6.10.1	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	II 2 取扱者数いつ時点の計数か	R6.2.16	R6.10.1	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	II 3 重大事故	発生あり	発生なし	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	IV 1 提出する特定個人情報保護評価の種類	基礎項目評価書及び重点事業項目評価書	基礎項目評価書	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	IV 8 人手を介在させる作業	—	十分である／判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年1月24日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策／十分である／判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)